

八尾市

子ども・子育て支援システム標準化対応に係る 情報提供依頼 実施要領

令和 7 年 8 月 4 日

八尾市保育・こども園課

1. 情報提供依頼の概要

(1) 背景と目的

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、対象業務については国が定める標準仕様に適合した情報システムを利用することが自治体に義務づけられています。

本情報提供依頼（RFI）は、「子ども・子育て支援システム」の標準化対応に関して、「本市への導入が可能な事業者の把握」、および「本市規模で一般的な標準化対応経費の見積等の把握」を目的としています。

(2) 本情報提供依頼のスコープ

「子ども・子育て支援システム標準仕様書【第1.1版】」に示されている範囲及び付帯システムが対象になります。

(3) 情報提供依頼内容

貴社が提供する子ども・子育て支援システムについて、以下に示す項目への回答をお願いします。

< 貴社の基本情報 >

a. 会社情報・実績（6問）

< 令和8年度までの標準化対応について >

b. 標準化対応の可否（3問）

c. 標準化対応に係る見積可否（1問）

< 令和9年度までの標準化対応について >

d. 標準化対応の可否（3問）

e. 標準化対応に係る見積可否（1問）

< 令和10年度までの標準化対応について >

f. 標準化対応の可否（3問）

g. 標準化対応に係る見積可否（1問）

2. 情報提供依頼の実施要領

(1) 情報提供および提出方法

① 記入様式

「様式1」に記入ください。別紙での回答を希望される場合は、回答欄にその旨を記載してください。

② 提出方法

記入した「様式1」、及び「別紙（ある場合のみ）」のファイルを、「4. 提出・問い合わせ先」のメールアドレス宛てに送付ください。

③ 提出期限

令和7年8月22日（金）17:00 まで

(2) 質問の受付および提出方法

「4. 提出・問い合わせ先」のメールアドレス宛てに随時送付ください。

準備ができ次第随時回答します。

(質問への回答については、ホームページでの公表や他事業者への共有は行いません。)

3. 補足・注意事項

- (1) 情報提供いただいた資料については、上述の目的以外では使用しません。
- (2) 情報提供に際して発生する費用は、貴社の負担となります。
- (3) 国への報告や他市との情報交換のために、提供いただいた情報・資料を利用することがあります。
- (4) 提出いただいた情報・資料については返却しません。
- (5) 提供いただいた情報について疑義がある場合、本市より直接ヒアリングを行う可能性があります。

4. 提出・問い合わせ先

キートンコンサルティング株式会社 八尾市担当

(本市の標準化対応支援業務委託事業者)

電子メール： yaocity_hyoujunka@keyton-consulting.co.jp

電話： 06-7708-3985

以上